令和4年度答申第12号令和4年6月3日

諮問番号 令和4年度諮問第8号(令和4年4月27日諮問)

審 杳 庁 厚生労働大臣

事件名 労働時間等に関する規定の適用除外不許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X(以下「審査請求人」という。)が、労働基準法(昭和22年法律第49号)41条3号の規定に基づき、断続的労働に従事する者に対する労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請(以下「本件申請」という。)をしたところ、A労働基準監督署長(以下「処分庁」という。)が本件申請を不許可とする処分(以下「本件不許可処分」という。)をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

- 1 関係する法令等の定め
 - (1) 労働基準法41条は、同法の第4章(労働時間、休憩、休日及び年次有 給休暇)、第6章(年少者)及び第6章の2(妊産婦等)で定める労働時 間、休憩及び休日に関する規定は、同条各号に該当する労働者については 適用しないと規定し、同条3号には、「監視又は断続的労働に従事する者 で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの」が掲げられている。
 - (2) 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)34条は、労働基

準法41条3号の規定による許可は、所轄労働基準監督署長から受けなければならないと規定している。

(3) 労働基準法41条3号の規定による許可については、昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号労働省労働基準局長及び婦人局長連名通達「労働基準法関係解釈例規について」(以下「解釈例規」という。)が、「監視に従事する者」と「断続的労働に従事する者」に分けて、基準を定めている。解釈例規によれば、「断続的労働に従事する者」とは、「休憩時間は少ないが手待時間が多い者」の意であり、断続的労働に従事する者に対する労働基準法41条3号の規定による許可は、おおむね次の基準によって取り扱うこととされ、「寄宿舎の賄人等」についての許可基準は、「その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待時間折半の程度まで許可すること。ただし、実労働時間の合計が8時間を超えるときは許可すべき限りではない。」(以下「本件許可基準」という。)とされている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和2年5月25日、処分庁に対し、審査請求人のB店 (以下「本件店舗」という。)において支配人業務に従事する二人の労働 者(以下「本件各支配人」という。)について、本件各支配人は断続的労 働に従事する者に当たるとして、労働基準法41条3号の規定に基づき、 労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請(本件申請)をした。

(断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書)

(2) 処分庁は、令和2年6月10日及び同月18日、本件店舗の実地調査をした。

(調査復命書)

(3) 処分庁は、令和2年7月16日付けで、審査請求人に対し、本件各支配人について、「実作業時間が、1日当たり8時間を超過しており、断続的労働の許可基準(昭和22年9月13日発基第17号、昭和23年4月5日基発第535号、昭和63年3月14日基発第150号)に該当しないため。」との理由を付して、本件申請を不許可とする処分(本件不許可処分)をした。

(断続的労働に従事する者に対する適用除外不許可通知書)

(4) 審査請求人は、令和2年10月8日、審査庁に対し、本件不許可処分を 不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和4年4月27日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、宿泊施設Cの企画立案及び経営・運営を主たる業務とし、いずれの店舗でも、支配人は同一の業務を行っているところ、他の店舗では、労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請が許可されている。各店舗二人一組で勤務する支配人は、包括的に店舗の運営管理を任され、自分たちのペースで日常の業務を行っているため、効率的に作業を進める者とそうでない者とでは、同じ労働量であっても、労働時間に差が出ることは、当然である。店舗の規模及び支配人の勤務形態はほぼ同一であり、その労働負荷は大きくないにもかかわらず、他の店舗が許可となり、本件店舗が不許可となるのは、合理性を欠いているし、行政の対応として公平性を欠いている。ましてや、本件店舗は、他の店舗と比べて、客室の稼働率が高いわけではなく、本件各支配人の労働量が多いとはいえない。
- (2) 処分庁は、本件各支配人の実作業時間は本件店舗の実地調査の際に本件各支配人が提出した各上申書(以下「本件各上申書」という。)に記載のとおりであり、本件各支配人の労働実態(実労働時間の合計)はそれぞれ505分(8時間25分)及び490分(8時間10分)であると認定しているが、本件各上申書に記載の実作業時間は、以下のとおり、本件店舗の性質等からして到底あり得ないものであるから、処分庁の上記認定には誤りがある。

ア 朝食の準備・片付け

いずれの店舗でも、朝食は、7時から9時までの間、パンやジュースを提供しているが、支配人の業務は、それらが不足した場合の補充や使用済みの食器を下げる程度である。本件店舗の客室は14室しかなく、その稼働率は1日当たり8.8室ないし8.03室であるから、本件各支配人がひっきりなしにパン等を補充しなければならないという事態は起こり得ない。したがって、朝食の準備・片付けに本件各支配人がそれぞれ90分及び60分も要することはない。

イ フロント業務

いずれの店舗でも、宿泊料は、前払が原則で、チェックイン時に受領

し、鍵は、フロントに設置したキーボックスに顧客自らが返却する方式であるから、特段のフロント業務はない。電話や電子メールでの予約受付の業務を含めても、本件店舗の客室数及び客室の稼働率からして、フロント業務に本件各支配人がそれぞれ140分及び110分も要することはない。

ウ 清掃業務

処分庁は、本件各上申書に基づき、清掃業務の1日当たりの平均実労働時間をそれぞれ210分及び240分と認定している。この実労働時間が本件店舗の全客室について清掃業務を実施した場合のものであるとすると、一つの客室の清掃に要する時間は、約32分ということになるが、本件店舗の客室の稼働率は、1日当たり8.8室ないし8.03室であるから、これを前提とすると、本件各支配人は、1部屋の清掃に51分ないし56分もかけていることになる。しかし、本件店舗の客室の広さは、いずれも約25平方メートルにすぎないから、汚れが激しい場合であっても、その清掃に要する時間は、30分程度である。また、連泊の場合には、リネン等の交換省略による1,000円割引サービスを利用する顧客もいるため、実際に清掃をする客室数は、更に少なくなる。そして、ラウンジや外回りなどの客室外の清掃業務もあるが、ラウンジや外回りは、それほど広いものではない。したがって、清掃業務に本件各支配人が合計450分も要することはない。

エ 庭の手入れ

本件店舗の庭は、面積が192平方メートル程度であり、庭の手入れは、雑草を抜いたり、水をやったりする程度で、毎日する必要はない。 したがって、庭の手入れに60分を要することはない。

オ 買い出し

買い出しの対象は、パンやジュース、ポリ手袋、排水クリーナーなどの日用品であり、その品数は、非常に限定されている。そして、これらの品物は、本件店舗から道路を横断した場所にある店で全て購入することができる。したがって、買い出しに45分も要することはない。

(3) 審査請求人は、令和2年5月、本件各支配人に対し、本件店舗に関する 労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請(本件申請)をすることを 連絡したところ、本件各支配人は、賃金が低いなどとして、審査請求人の 労働環境について異議を述べるようになり、同年9月、審査請求人に対し、 違法な長時間労働をさせられているなどとして、時間外割増賃金の請求をしてきた。このように、審査請求人と本件各支配人は、対立関係にある。本件各支配人は、自らの時間外割増賃金の請求に正当な理由があるかのように装うため、本件店舗の実地調査において、実態とかけ離れた説明をしたものと思われる。処分庁が、審査請求人と対立関係にある本件各支配人の説明を検証することなく、そのままうのみにして本件不許可処分をしたところに、本件の根本的な問題がある。

(4) したがって、本件不許可処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件各支配人は、解釈例規にいう「寄宿舎の賄人等」に含まれると考えられるから、本件の争点は、本件各支配人の労働実態が本件許可基準に該当するか否かであるが、処分庁は、本件各支配人の労働実態が、本件許可基準が許可すべきでない場合として定める「実労働時間の合計が8時間を超えるとき」に該当するとして、本件不許可処分をした。

処分庁が本件店舗の実地調査を行い、本件各支配人から労働実態を確認したところ、本件各支配人の実労働時間の合計は、それぞれ8時間25分及び8時間10分であった。

したがって、処分庁が本件各支配人の労働実態が上記の許可すべきでない 場合に該当するとしてした本件不許可処分は、妥当である。

2 審査請求人は、労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請が他の店舗 は許可となり、本件店舗は不許可となるのは、合理性を欠いているし、行政 の対応として公平性を欠いていると主張する(上記第1の3の(1))。

しかし、審査請求人によれば、各店舗の支配人の業務分担や労働時間の管理は支配人の自主性に任せ、審査請求人は労働時間の管理を行っていないとのことであるから、支配人の労働実態は店舗ごとに異なり、申請ごとに状況の異なる店舗の許可申請に対し、所轄の労働基準監督署長によって処分の結果が異なることはあり得ることである。

したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

3 審査請求人は、本件各支配人の労働実態(実労働時間の合計)についての 処分庁の認定には誤りがあると主張する(上記第1の3の(2))。

しかし、その主張は、本件各上申書に記載の実作業時間が本件店舗の性質等からして到底あり得ないとの一般論をいうものにすぎず、具体性を欠いているし、審査請求人は、支配人によって労働時間に差が生じることを認めて

いる。そして、審査請求人は、処分庁に対し、標準的なタイムテーブル以外 の資料を提出していないため、その主張の根拠となる資料もない。

したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

4 審査請求人は、審査請求人と対立関係にある本件各支配人の説明を検証することなく、そのままうのみにして本件不許可処分をしたところに、本件の根本的な問題があると主張する(上記第1の3の(3))。

しかし、標準的なタイムテーブルは、本件各支配人の労働実態を反映したものではないから、本件各支配人が審査請求人と対立関係にあるか否かにかかわらず、本件各支配人の労働実態を把握するため、処分庁が本件店舗の実地調査を行い、本件各支配人から説明を受けてした本件不許可処分に違法又は不当な点はない。

したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

- 5 このほか、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において、本件不許可処 分を覆すような新たな証拠及び事情は、見受けられない。
- 6 よって、処分庁が本件各支配人の実労働時間の合計がいずれも8時間を超 過していると認定してした本件不許可処分は、妥当であり、違法又は不当な ものとは認められない。
- 7 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。 なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は 理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和2年10月8日

口頭意見陳述の実施 : 令和3年11月24日

審理員意見書の提出 : 令和4年3月30日

(口頭意見陳述の実施から約4か月)

本件諮問 : 同年4月27日

(本件審査請求の受付から約1年6か月半)

(2) そうすると、本件では、①口頭意見陳述の実施から審理員意見書の提出 までに約4か月を要した結果、②本件審査請求の受付から本件諮問までに 約1年6か月半もの長期間を要している。しかし、上記①の手続に上記の 期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審理員においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段 違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件不許可処分の違法性又は不当性について
 - (1) 本件各支配人は、本件店舗において支配人業務を行う者であり(断続的 労働に従事する者に対する適用除外許可申請書)、その作業内容は、朝食 の準備(パン、ジュースの準備)、清掃業務(ベッドメイキングなどの室 内の清掃、朝食の後片付け)、フロント業務(チェックイン時の対応)、 電話の対応(予約の対応など)、その他(建物内外の維持管理、経理事務、 周辺PRなど)とされている(断続的労働許可申請書添付書類)から、本 件各支配人は、解釈例規にいう「寄宿舎の賄人等」に含まれ、断続的労働 に従事する者に該当すると考えられる。

したがって、本件申請が許可されるためには、本件各支配人の労働実態が「その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待時間折半の程度まで」であって、「実労働時間の合計が8時間を超え」ていないという本件許可基準(上記第1の1の(3))を満たしていることが必要であるが、処分庁は、本件各支配人の「実作業時間が、1日当たり8時間を超過」しているとして、本件不許可処分をしている(上記第1の2の(3))。

- (2) 処分庁は、2度にわたり、本件店舗の実地調査をしている(上記第1の2の(2))が、本件各支配人の実作業時間を実測することはしておらず、本件店舗の実地調査の際に本件各支配人が提出した各上申書(本件各上申書)に記載の実作業時間を根拠として、本件各支配人の労働実態(実労働時間の合計)は、それぞれ505分(8時間25分)及び490分(8時間10分)であり、いずれも8時間を超過していると認定している(弁明書、調査復命書、口頭意見陳述記録書)。
- (3) これに対し、審査請求人は、本件各上申書に記載の実作業時間は、以下のとおり、本件店舗の性質等からして到底あり得ないものであるから、本件各支配人の労働実態(実労働時間の合計)についての上記(2)の処分庁の認定には誤りがあると主張している(上記第1の3の(2)、反論書)。

ア 朝食の準備・片付け

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、 業務は、二人の支配人(早番と遅番)がシフトを分けて分担することにな っているところ、朝食の準備・片付け(6時30分から9時30分頃まで)は、早番の支配人の業務であり、その作業時間は、断続的に70分程度である(断続的労働許可申請書添付書類)。

朝食(7時から9時まで)は、パンやジュースを提供している(総合ガイド)が、支配人の業務は、それらが不足した場合の補充や使用済みの食器を下げる程度である。本件店舗の客室は14室しかなく(本件店舗のホームページ)、その稼働率は1日当たり8.8室ないし8.03室である(本件店舗の稼働率一覧)から、本件各支配人がひっきりなしにパン等を補充しなければならないという事態は起こり得ない。したがって、朝食の準備・片付けに本件各支配人がそれぞれ90分及び60分も要することはない。

イ フロント業務

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、フロント業務は、早番の支配人が7時から16時頃まで、遅番の支配人が16時から23時まで行い、その作業時間は、早番の支配人が断続的に50分程度、遅番の支配人が断続的に150分程度である(断続的労働許可申請書添付書類)。

宿泊料は、前払が原則で、チェックイン時に受領し、鍵は、フロントに 設置したキーボックスに顧客自らが返却する方式である(チェックアウト 写真)から、特段のフロント業務はない。電話・メールでの予約受付の業 務を含めても、本件店舗の客室数及び客室の稼働率からして、フロント業 務に本件各支配人がそれぞれ140分及び110分も要することはない。

ウ 清掃業務

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、 清掃業務は、二人の支配人が10時から13時頃まで行い、その作業時間 は、いずれも断続的に120分程度である(断続的労働許可申請書添付書 類)。

本件店舗の客室の広さは、いずれも約25平方メートルにすぎない(本件店舗のホームページ)から、汚れが激しい場合であっても、清掃に要する時間は、30分程度である。また、連泊の場合には、リネン等の交換省略による1,000円割引サービスを利用する顧客もいるため、実際に清掃をする客室数は、更に少なくなる。そして、ラウンジや外回りなどの客室外の清掃業務もあるが、ラウンジや外回りは、それほど広いものではな

い(外回り、ラウンジ写真)。したがって、清掃業務に本件各支配人が合計 450分も要することはない。

エ 庭の手入れ

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、 庭の手入れ(14時30分頃から15時30分頃まで)は、早番の支配人 の業務であり、その作業時間は、断続的に30分程度である(断続的労働 許可申請書添付書類)。

本件店舗の庭は、面積が192平方メートル程度であり(本件店舗の配置図)、庭の手入れは、雑草を抜いたり、水をやったりする程度で、毎日する必要はないから、庭の手入れに60分を要することはない。

オ 買い出し

審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルによれば、 買い出し(16時頃から16時30分頃まで)は、早番の支配人の業務で あり、その作業時間は、29分程度である(断続的労働許可申請書添付書 類)。

買い出しの対象は、パンやジュース、ポリ手袋、排水クリーナーなどの 日用品であり、その品数は、非常に限定されている(総勘定元帳)。そし て、これらの品物は、本件店舗から道路を横断した場所にある店(D店の グーグルマップ、ホームページ)で全て購入することができる。したがっ て、買い出しに45分も要することはない。

(4) 審査庁は、本件各支配人の労働実態(実労働時間の合計)についての処分庁の認定には誤りがあるとする審査請求人の主張は、本件各上申書に記載の実作業時間は本件店舗の性質等からして到底あり得ないとの一般論をいうものにすぎず、具体性を欠いているし、審査請求人は支配人によって労働時間に差が生じることを認めているとする(上記第2の3)。しかし、審査請求人の主張は、上記(3)のとおり具体的であるし、その引用に係る資料に照らして、直ちに不合理なものと判断することはできない。また、一件記録によれば、審査請求人は、本件各支配人の労働実態が審査請求人の店舗における支配人の標準的なタイムテーブルとは異なることを認めているにすぎず、審査請求人が本件各上申書に記載の本件各支配人の実作業時間を争っていることは明らかである。

そうすると、処分庁は、上記(2)のとおり、本件各支配人の実作業時間を実測することなく、本件各上申書に記載の実作業時間を根拠として本件各

支配人の労働実態(実労働時間の合計)がいずれも8時間を超過していると認定しているのであるから、この処分庁の認定が相当であるというためには、上記(3)の審査請求人の主張の当否について具体的に調査検討することが必要であるが、審査庁においてその調査検討がされた形跡は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから乗却すべきである との諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不	服審査会	第1	部会
		ツノエ	$HIJ \rightarrow$

委	員	原			優
委	員	野	П	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美